

重要

安全衛生推進者養成講習の事業廃止のお知らせ

当連合会での安全衛生推進者養成講習の事業は、令和6年3月31日をもって廃止しました。

事業の廃止後は、発行元の教習機関であっても修了証の再交付、書替の手続きをしてはいけなると決められています。

当連合会で発行した安全衛生推進者養成講習修了証の再交付、書替をご希望の場合は

「千葉労働局 労働基準部 健康安全課」へご申請いただきますようお願いいたします。

(お問い合わせ先)

千葉労働局 労働基準部 健康安全課

電話：043-221-4312

重要

事業を廃止した講習の一覧

下表の講習について、当連合会で既に事業を廃止しています。事業の廃止後は、発行元の教習機関であっても修了証の再交付、書替、統合等の手続きをしてはいけなと決められています。

廃止した講習の一覧と技能講習、登録養成講習の各申請先については、下表の通りとなりますので、それぞれの申請先にて発行手続きを行ってくださいますようお願いいたします。

廃止した技能講習の一覧	廃止日	再交付等の申請先
1. 足場の組立て等作業主任者技能講習	平成 21 年 3 月 31 日	<u>技能講習修了証明書発行事務局</u> (厚生労働省委託事業) 電話 : 03-3452-3371、3372
2. 小型移動式クレーン技能講習 (特例を含む)	平成 26 年 3 月 31 日	
3. フォークリフト運転技能講習	平成 30 年 3 月 31 日	
4. 玉掛け技能講習	令和 5 年 3 月 31 日	
5. ガス溶接技能講習	令和 5 年 3 月 31 日	
6. 床上操作式クレーン運転技能講習 (特例を含む)	令和 5 年 3 月 31 日	

廃止した登録養成講習の一覧	廃止日	再交付等の申請先
安全衛生推進者養成講習	令和 6 年 3 月 31 日	千葉労働局 労働基準部 健康安全課 電話 : 043-221-4312

再交付等申請方法

1. 当会の発行で間違いがないかご確認をお願いいたします。不明な場合は、当会で発行しているかを確認いたしますので、お電話でお問合せください。(TEL: 043-241-2626)

※下記の講習は事業を廃止したため、当連合会では修了証の再交付・書替・統合ができません。

《修了証の再交付等ができない講習》

- ① **（技能講習）** 「足場の組立て等作業主任者技能講習」、「小型移動式クレーン技能講習」、「フォークリフト運転技能講習」、「玉掛け技能講習」「ガス溶接技能講習」「床上操作式クレーン運転技能講習」
- ② **（登録養成講習）** 「安全衛生推進者養成講習」

《修了証の再交付等の申請先》

- ①技能講習修了証明書発行事務局（厚生労働省委託事業）（電話：03-3452-3371,3372）
- ②千葉労働局労働基準部健康安全課（電話：043-221-4312）へお問合せください。

2. 申請書を作成してください。

3. 下表を参考に必要なものをそろえてください。

申請に必要なもの		チエック欄	技能講習				特別教育等		
			紛失	汚損	改姓・旧姓併記	統合	紛失	汚損	改姓・旧姓併記
再交付申請書	説明をよく読んでいただき、必要事項をご記入ください。 ※旧姓を使用した氏名又は通称の併記の希望の有無に記載がない場合は、希望がないものとみなすことがあります。	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	●	●	●
写真	サイズ縦 3.0cm×横 2.4cm、申請前 6 か月以内に撮影したもの。 正面、脱帽、上三分身(胸から上)、無背景で鮮明なもの。 申請書*3 にのりづけしてください。	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●			
発行手数料	現金 2,000 円 ※再交付を希望する修了証が複数ある場合は統合修了証での発行となります。	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	●	●	●
本人確認書	氏名、生年月日、現住所が確認できるもの。 ※通称の併記を希望する方は通称も確認できるもの。 自動車運転免許証、健康保険被保険者証、在留カード、パスポート等いずれか 1 点。※来所手続き→原則原本をお持ちください。郵送手続き→写し(裏面に記載があれば裏面も必要)をご用意ください。	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●	●	●	●
	改姓前後の氏名および併記を希望する旧姓が確認できるもの。 戸籍抄本（申請前 3 か月以内に取得しているもの）、修正の裏書のある自動車運転免許証等いずれか 1 点。※来所手続き→原則原本をお持ちください。郵送手続き→写し(裏面に記載があれば裏面も必要)をご用意ください。	<input type="checkbox"/>			●				●
返信用の封筒	定型(長 3)封筒に 460 円分の切手を貼り、修了証の送付先(本人宛)を記入したもの。(当会事務所に来所のうえ申請する場合は不要です。)	<input type="checkbox"/>	●	●	●	●			
	角 2 封筒に 490 円分の切手を貼り、修了証の送付先(本人宛)を記入したもの。(当会事務所に来所のうえ申請する場合は不要です。)	<input type="checkbox"/>					●	●	●
旧修了証	紛失以外の申請の方は、返却が必要です。 紛失して旧修了証が返却できない場合は申請書*1 に署名して下さい。	<input type="checkbox"/>	* 1	●	●	●	* 1	●	●

《郵送で申請する方》

- 4. 現金書留用の封筒（郵便局にて販売）のお届け先及びご依頼主の欄を記入して下さい。
- 5. 『申請に必要なもの』を現金書留の封筒にもれなくすべて封入し、郵便局の窓口より送付して下さい。
申請内容に不備がなければ、受理した日の翌営業日に返送します。

《当会事務所に来所のうえ申請する方》

- 6. 『申請に必要なもの』をご持参のうえ、お越し下さい。即時発行します。
※ 代理の方がいらっしゃる場合は委任状と代理の方の身分証明書が必要です。
委任状は必ず修了者ご本人がご記入ください。

【申請・お問い合わせ】 公益社団法人千葉県労働基準協会連合会（ちば労基連）
〒260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港 4-3 千葉県経営者会館 305 号
TEL : 043-241-2626 FAX : 043-241-2670

※必ず申請者本人が自筆でご記入ください。

委 任 状

1. 代理人氏名：
2. 代理人住所：〒
3. 代理人電話番号：
(自宅・勤務先)

私は、上記の者を代理人と定め、修了証の交付申請手続きについて、その権限を委任します。

公益社団法人 千葉県労働基準協会連合会長 殿

令和 年 月 日

申請者住所：〒

申請者氏名：

㊞

-----以下、発行時記入-----

上記申請者の修了証を確かに受領いたしました。

受取人氏名

令和 年 月 日

事務局記入：代理人本人確認